

令和07年03月11日

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金															
計画の名称		相模原市地域住宅等整備計画（相模原市地域住宅計画）													
計画の期間		令和06年度 ～ 令和09年度（4年間）										重点配分対象の該当			
交付対象		相模原市													
計画の目標		子育て世帯や高齢者など多様なニーズに応え、誰もが安全で安心して暮らしやすく、住み続けたい住宅・住環境の実現を図ります。 また、狭あい道路を拡幅整備することにより、安全で安心できる住まい・まちづくりを実現します。 麻溝台・新磯野第一整備地区については、土地区画整理事業の実施により良好な住宅宅地の供給の促進及び保全を図ります。													
全体事業費（百万円）		合計（A＋B＋C＋D）		655	A	655	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C／（A＋B＋C＋D）	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R6		R9
1	適切な管理が行われていない空家等の解決率			
	空家等の状態改善に向け、空家法に基づき対応した空家等の解決率の維持	64%	%	64%
2	狭あい道路の拡幅整備距離 災害時における緊急車両の通行の支障となる狭あい道路の解消のため、計画期間内での狭あい道路の拡幅整備予定延長（1018.3m）に対して拡幅整備の達成割合を100%にする。			
	狭あい道路拡幅等整備延長 令和5年度末時点の狭あい道路（2項道路）の整備予定延長を基準として、計画期間内での整備実施延長により達成割合を算出する。（狭あい道路達成割合）＝（計画期間内での整備実施延長）／（令和5年度末時点の狭あい道路（2項道路）の整備予定延長）	0%	%	100%
3	区画整理事業地内における良好な住宅宅地の割合（公園誘致距離）			
	区画整理事業（麻溝台・新磯野第一整備地区）により創出される住宅宅地における、都市公園の誘致距離内にある住宅宅地の割合	0%	%	57%
4	区画整理事業地内における良好な住宅宅地の割合（地区計画）			
	区画整理事業（麻溝台・新磯野第一整備地区）により創出される住宅宅地における、地区計画によりゆとりある住宅宅地の供給及び保全を図る住宅宅地の割合	0%	%	64%

備考等	個別施設計画を含む	－	国土強靱化を含む	－	定住自立圏を含む	－	連携中枢都市圏を含む	－	流域水循環計画を含む	－	地域再生計画を含む	－

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	相模原市	直接	相模原市	－	－	空き家再生等推進事業	空き家解体費補助事業	相模原市	■	■				2	－	－
	A15-002	住宅	一般	相模原市	直接	相模原市	－	－	地域住宅政策推進事業	空家等相談員派遣事業	相模原市	■	■	■	■		1	－	－
	A15-003	住宅	一般	相模原市	直接	相模原市	－	－	地域住宅政策推進事業	住生活基本計画策定関連業務	相模原市		■	■			15		－
	A15-004	住宅	一般	相模原市	直接	相模原市	－	－	住宅市街地基盤整備事業 （麻溝台・新磯野第一整備地区）	居住環境基盤施設整備（A=13.7ha）	相模原市			■	■		427	1.19	－
											小計						445		
住環境整備事業	A16-005	住宅	一般	相模原市	直接	相模原市	－	－	狭あい道路整備等促進事業	道路舗装整備事業（L=1018.3m）	相模原市	■	■	■	■		210	－	－
											小計						210		
										合計						655			

事前評価チェックシート

計画の名称： 相模原市地域住宅等整備計画（相模原市地域住宅計画）

事前評価	チェック欄
I. 目標の妥当性 ★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 ★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 ★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 ★④関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 ⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 ⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 ★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 ④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 ⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 ⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
II. 計画の効果・効率性 ⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	○
II. 計画の効果・効率性 ⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
III. 計画の実現可能性 ★①事業熟度が十分である。	○

[illegible]

(参考図面) 地域住宅支援

計 画 名 : 相模原市地域住宅等整備計画 (相模原市地域住宅計画)
 計画期間 : 令和 6 年度 ~ 令和 9 年度 (4 年間)
 交付対象 : 相模原市

<市域全体>

・空き家再生等推進事業

・地域住宅施策推進事業

(空家等相談員派遣事業)

(住生活基本計画策定関連業務)

